

(2) 2品目で進めることの、市議会の議決の有無や必要性の有無について、教えてください。

2品目で進めることにつきましては、意思決定過程の段階であることから、市議会での議決案件にはなりません。

しかし、その内容が全ての市民に影響するものであることから、平成24年11月13日に開催された、東大和市議会全員協議会において内容の説明をした後、小平市及び武蔵村山市へ2品目での依頼を行い、その了解が得られたことから、小平・村山・大和衛生組合において、事務を進めているものであります。

3 本件の市長への手紙の取り扱いについて、教えてください。

当然、尾崎市長にはお読みいただいているものと思いますが、手紙及び回答書の両方を、お読みいただいているのですか。

本件及び前回(平成29年3月)ともに、手紙を熟読したうえで、回答しております。

本事業につきまして、何卒、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

東大和市長 尾崎 保夫

平成29年4月26日 市長への照会状の回答